

◎マイナンバーが必要です

住民税申告書には申告者本人の個人番号を記載することが必須となっています。下の表を参考にして下さい。

申告者	必要書類	
本人	①マイナンバーカード ②通知カードと本人確認書類(2点組み合わせ) ③マイナンバー入り住民票の写しと本人確認書類(2点組み合わせ)	①、②、③のどれか
代理人	①法定代理人の場合はその資格を証明する書類 法定代理人以外の場合は委任状又は本人しか持ち得ない書類(本人の保険証など) ②代理人の本人確認書類 ③本人のマイナンバーカード又は通知カード等(コピー可)	①、②、③の全て

◎所得金額について 【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】

【収入金額とは】 ◇令和6年中に収入となることが確定した金額となります。
例えば売掛金や、未収家賃なども収入金額になります。

※給与・配当・原稿料・印税・外交員報酬などは、手取額ではなく所得税などを差引かれる前の金額が収入金額となります。

【必要経費とは】 ◇令和6年中に収入を得るために要した費用となります。
例えば、販売した製品の原価・租税公課・雇人費・地代・家賃・借入金の利子・修繕費・減価償却費・営業用に消費した光熱費等です。

※衣食住費・養育費等の生活費・所得税・住民税・相続税・罰金・科料などは必要経費にはなりません。

【所得金額の内容】

事業所得	① 営業等	◇商品外交員・生命保険外交員などの収入による所得	※事業所得・不動産所得がある場合は、収支内訳書の記入が必要です。
	② 農 業	◇卸売業・小売業・製造業・修理事業・飲食業・サービス業などから生ずる所得	
③ 不動産		◇農産物の生産・果樹栽培・家畜飼育などから生ずる所得	
④ 利 子		◇貸家・貸間・貸アパート・貸駐車場・貸地などによる所得	
⑤ 配 当		◇公社債や預貯金の利子および公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得	
⑥ 給 与		◇給料・賞金・賞与などの収入（前年中の総支払金額で税金などを差引く前の金額です） ※日給、または所得税を徴収していない事業所に勤務している方は、事業主からの給与支払明細書で収入金額を確認してください。	
⑦ 雑	公的年金等	◇年金・恩給などの収入	
	その他のもの	◇互助年金・個人年金・原稿料などで、他の所得に該当しない所得	
⑧ 総合譲渡一時		◇土地建物以外の資産（営業権・車両・機械器具など）の譲渡による所得で、所有期間（5年間を超えるか）によって長期と短期に区分されます。	※総合長期譲渡所得と一時所得は、その1/2が課税対象です。 ※50万円を限度とした特別控除があります。
		◇生命保険・学資保険または養老保険等の満期返戻金などのような一時的な所得	

※家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力等検針員については、所得計算の特例があります。

◎令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まりました

森林環境税(国税)は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に創設された国税です。

森林環境税(国税)は、令和6年度から、個人に対して一人年額1,000円が課税され、市・県民税と併せて市が徴収します。

※国税である森林環境税は、非課税基準となる所得の計算式が市・県民税と異なるため、市・県民税が非課税の場合でも、森林環境税が課税される場合があります。

※詳細については、下記二次元コードのリンク先をご覧ください。

